

## 学校いじめ等防止基本方針

### 1 組織

#### (1) 名称

いじめ等防止委員会

#### (2) 委員構成

本委員会は、教頭、各学年主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭の委員で構成する。  
ただし、事案によっては、学級担任、部活動顧問等を委員に加えて「拡大いじめ等防止委員会」を編成する。

### 2 未然防止、早期発見のための取り組み

#### (1) 定期的なアンケートの実施

生徒に対して年間3回以上、保護者に対して年間1回以上実施する。

#### (2) 全ての教職員対象の校内研修会を年間2回以上実施する。

#### (3) 相談箱の設置

校舎内（保健室）に相談箱を設置し、いつでも生徒からの悩みなどに対応できるようにする。

#### (4) 中学校との連携

新生徒に対し、いじめ等を盛り込んだ中高連携シートを作成し、特別支援委員会と中学校との連携を強化する。

#### (5) 集められた情報は、個別の生徒ごと等に記録し、全ての教職員で共有する。また、記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

### 3 いじめ等発見後の基本的対応

いじめ等を発見した場合には、以下の流れを基本として速やかに対応する。

- |   |
|---|
| <p>① いじめ等の情報(気になる情報)をつかんだ場合には、独断で判断して解決を焦らずに、必ず管理職に報告する。</p> <p>② いじめ等防止委員会を開催し、対応方針、対応チームの編成等、今後の対応に必要な事項を決定する。</p> <p>③ 対応チームを中心に、事実の究明を行う。</p> <p>④ いじめ等防止委員会を開催し、今後の支援や指導方針を決定する。</p> <p>⑤ <u>いじめの認知を県教育委員会に報告し、専門家（SC、SSW）や外部機関（医療機関、弁護士、教員OB、警察等）と連携する。</u></p> |
|---|

### 4 指導等に係る留意事項

#### (1) 情報の整理

いじめ等の態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴について、正確に把握すること。

#### (2) 対応の準備

事情聴取や指導の際は、対応方針や配慮すべきことを情報共有してから行うこと。  
緊急対応の判断をするために、「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の状況について正確に把握すること。

(3) 役割分担

以下の役割を明確にした後に対応にあたる。

- ① いじめを受けた生徒からの事情聴取と支援
- ② いじめを行った生徒からの事情聴取と指導、支援
- ③ 周囲の生徒と全体への指導（HR、全校集会等）
- ④ 保護者（いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒）への対応  
いじめの態様等の説明、家庭での見守りや支援等の依頼
- ⑤ 関係機関（専門家、外部機関）への対応

(4) 事実の究明

以下の点に留意して事実の究明にあたる。

- ① いじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② 事実に基づく適切な指導を行うために、いじめ等の状況、いじめ等のきっかけ等について、関係者から事情を確認する（複数で行う）。
- ③ 事実の究明が行われた後は、速やかにいじめ等防止委員会を開催し、情報を集約する。

(5) 必要となる支援・指導の開始

いじめ等防止委員会で今後の支援や指導方針について決定した後は、速やかにすべての職員に周知するとともに、事案に関する情報を共有した上で、全校体制による支援や指導を速やかに実施する。

後に、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。